平成２２年度公的資金補償金免除繰上償還
に 係 る 公 営 企 業 経 営 健 全 化 計 画

【平成１９年度承認延長計画】

甲 府 市 水 道 事 業 会 計

甲 府 市 上 下 水 道 局

別紙第３号書式

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

Ⅰ　基本的事項

１　事業の概要

特別会計名：甲府市水道事業会計

事　業　名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	明治42年10月14日	地方公営企業法の適用・非適用	■適　用　□非適用
団　体　名	甲府市	職員数（H22．4．1現在）	113
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上　□早期健全化基準以上　□経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注１　「特別会計名」欄には、「実施要綱」の２において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

２　「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

３　事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

４　「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

５　「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること 。）。

２　財政指標等

資本費	67円（平成21年度）	財政力指数	0.795（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0%（平成21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（　　年度）
経常収支比率　（%）	89.7%（平成21年度）	実質公債費比率　（%）	15.2%（平成22年度）
		将来負担比率　（%）	91.5%（平成21年度）

注１　資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表１の基準１で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

２　財政指標については、条件該当年度を（　）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

３　財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が１．０以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が１．０を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式１を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

４　「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

５　注１に関連して、一部事務組合等については、補足様式２を作成し添付すること。

３　合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□　新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
■　旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
□　該当なし

〔合併期日：平成18年3月1日　合併前市町村：甲府市・中道町・上九一色村の一部〕　平成18年3月1日に行われた合併により、中道町が廃止されたことに伴い中道町水道事業も廃止になり、合併協定に基づき甲府市に経営が引き継がれた。上九一色村の一部については、簡易水道事業を継続。

注１　「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第２条第２項に規定する合併市町村及び同条第１項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第７項の規定による告示のあったものをいう。

２　「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第２条第２項に規定する合併市町村（平成７年４月１日以後に同条第１項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

３　□にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

４　公営企業経営健全化計画の基本方針等

区　分	内　容
計　画　名	甲府市水道事業経営健全化計画
計　画　期　間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 山本治
既存計画との関係	甲府市行政改革大綱（H19～H24年度） 甲府市上下水道事業経営計画2008（H20～H29年度・水道長期ビジョン）
公表の方法等	甲府市議会への説明、甲府市及び甲府市上下水道局ホームページで公表（平成22年3月を予定）
基　本　方　針	水需要の減少、お客様意識の変化、老朽化した施設・設備の更新など厳しい経営環境の中で、循環型社会への社会的責務、水質管理や災害対策など新たな経営課題に対応するため、事業用資産の整理・有効活用、効率的な水運用システム構築などを積極的に実施し、将来を見据えた経営の健全化に取り組むものとする。

Ⅰ　基本的事項（つづき）

5　繰上償還希望額等

（単位：千円）

区　　分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保　：年利5%以上 6%未満 旧公庫　：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保　：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫　：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保　：年利6.5%以上 旧公庫　：年利6%以上		合　　計
					うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	292,409.7				292,409.7
	補償金免除額	44,579.7				44,579.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	150,308.4	41,672.1			191,980.5

注１　「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

２　各欄の数値は小数点第２位を切り上げて、小数点第１位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第２位が０であるが、小数点第３位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6　平成２２年度以降における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

	事業債名	年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.3%未満 （平成23年度末残高）	年利6.3%以上 （平成22年度末残高）		合　　計
					うち年利7%以上	
公営企業債	第五期拡張事業債	207,119.5				207,119.5
	簡易水道事業債（飲料水供給施設）	85,290.2				85,290.2
合　　計	(A)	292,409.7				292,409.7
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計	(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		292,409.7				292,409.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

	事業債名	年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.5%未満 （平成23年度末残高）	年利6.5%以上 （平成22年度末残高）		合　　計
					うち年利7%以上	
公営企業債						
合　　計	(A)					
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計	(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

	事業債名	年利5%以上5.5%未満 （平成24年度9月期残高）	年利5.5%以上6%未満 （平成23年度9月期残高）	年利6%以上 （平成22年度末残高）		合　　計
					うち年利7%以上	
公営企業債	第五期拡張事業債	22,652.1				22,652.1
	第五期拡張事業債	89,708.3				89,708.3
	昭和浄水場改良事業債		41,672.1			41,672.1
	昭和浄水場改良事業債	37,948.0				37,948.0
合　　計	(A)	150,308.4	41,672.1			191,980.5
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計	(B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		150,308.4	41,672.1			191,980.5

注１　地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利５％以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

２　地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

３　本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

４　「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注３のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II　財務状況の分析

区　分	内　容	
財務上の特徴	甲府市の水道事業は、大正2年に全国で26番目に給水を開始以来、増大する水需要に応えるため、水量確保を中心とした5期にわたる拡張事業を行なってきた。その拡張事業の財源は企業債であり、拡張事業が終了した平成7年度末の企業債残高は292億円（ピーク時）に達したが、投資資金回収のための料金改定の実施（平成元・5年度）により、その後の施設改良・修繕は全て内部留保資金で賄い、平成21年度末の企業債残高は95億円となっている。 収益的収支では、職員数削減や事務事業の見直し、企業債支払利息の減（H11年度より起債なし・繰上償還借換効果）等により純利益を確保している。しかし、収入の大宗をなす給水収益は、景気低迷、水使用機器の節水機能向上、少子高齢化による人口構造の変化と減少、環境意識の高まりによる循環型社会への転換の加速などの諸要因により、長期的な水需要の逓減が進行していくことが予測される。今後も更なる経営の健全化や効率化等、経営基盤強化に努めていく必要がある。 資本的収支では、企業債の償還元金は減価償却費及び資産減耗費の合計（内部留保資金）で賄える状況となっているが、建設改良費を含む収支不足額は毎年度28～30億円となっており、収益的収支における純利益確保が絶対条件となる厳しい状況となっている。 また、今後見込まれる拡張期に整備した施設更新に係る財源については、世代間負担の公平性に留意しながら企業債を充当していく計画となっている。	
経　営　課　題	課　題　①	施設更新
	現在稼動している償却資産は、創設当時からの老朽施設も現存しているが、その大部分が昭和50年以降の第5期拡張事業により構築されたものである。 今後の施設更新においては、甲府市上下水道事業経営計画2008（H20～H29年度・水道長期ビジョン）に基づく、耐震性向上や漏水対策（有収率は全国平均86.45%・類似都市92.7%・甲府市80.2%）など、災害対策事業や老朽施設改良事業が主となっている。また、その財源の調達については、世代間負担の公平性に留意しながら企業債を充当していく計画となっている。	
	課　題　②	定員管理の適正化
	「甲府市行政改革大綱」の定数管理の基本理念である「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」に基づき、平成19年4月に水道事業と下水道事業の組織を一体化した。この組織変更により、水道事業において4名の職員を削減（平成19年4月1日・122名）し、大綱の定数管理を具体的に定めた「こうふ集中改革プラン」における水道事業の目標数値（平成22年4月1日・123名）を達成している。 また、平成21年度には、管理監督部門の組織見直しにより△1名、勧奨退職者不補充△1名により職員数を120名とし、平成22年度においては、更に営業部門の一部を法人委託化したことにより△4名（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）、新たな組織見直しにより収納部門・水源保全部門・図面管理部門において各△1名（新たな改善項目として△3名）、計△7名により113名体制となっている。 今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）を調査・研究する中で実施し、定員管理の適正化を図っていく。	
	課　題　③	維持管理費の縮減
	平成19年度承認計画に掲載した宿日直業務の廃止に伴う委託化（平成21年度実施）、営業部門の一部法人委託化（平成22年度実施）により職員数の減及び人件費の抑制を図ることができた。今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託を調査・研究する中で実施し、更なる費用縮減に努めていく。 経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い、削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減に努めていく。	
	課　題　④	未収金の徴収対策
	未収金の早期回収を図るため個別訪問・給水停止処分を更に強化するとともに、その発生抑制策として調定～収納～滞納整理サイクルの短縮を図っていく。（平成21年度末の収納実績99.9%）	
留　意　事　項		

注１　「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

２　「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

３　「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。

III　今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区分 ＼ 年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的収支 収益的収入 1. 営業収益 (A)	5,600	5,457	5,300	5,146	4,913	4,884	4,907	4,893	4,852	4,831
(1) 料金収入	5,461	5,320	5,211	5,046	4,715	4,648	4,679	4,666	4,666	4,666
(2) 受託工事収益 (B)	118	114	71	82	186	224	216	213	175	155
(3) その他	21	23	18	18	12	12	12	14	11	10
2. 営業外収益	384	355	375	387	380	496	348	346	340	340
(1) 補助金	131	118	114	111	98	96	95	93	92	92
他会計補助金	131	118	114	111	98	96	95	93	92	92
その他補助金										
(2) その他	253	237	261	276	282	400	253	253	248	248
収入計 (C)	5,984	5,812	5,675	5,533	5,293	5,380	5,255	5,239	5,192	5,171
収益的支出 1. 営業費用	3,960	4,118	4,163	4,236	4,264	4,469	4,257	4,244	4,214	4,160
(1) 職員給与費	1,111	1,089	1,174	1,094	1,143	894	1,021	1,021	1,021	1,021
基本給	540	549	504	484	461	441	441	441	441	441
退職手当	121	78	189	144	251	40	167	167	167	167
その他	450	462	481	466	431	413	413	413	413	413
(2) 経費	1,281	1,409	1,365	1,523	1,498	1,910	1,571	1,539	1,420	1,382
動力費	78	90	88	95	85	95	93	93	77	76
修繕費	349	334	369	437	379	391	344	347	297	282
材料費	39	44	48	54	65	68	70	70	70	70
その他	815	941	860	937	969	1,356	1,064	1,029	976	954
(3) 減価償却費	1,568	1,620	1,624	1,619	1,623	1,665	1,665	1,684	1,773	1,757
2. 営業外費用	1,077	942	828	418	308	284	274	263	256	236
(1) 支払利息	1,064	932	812	407	296	271	261	250	243	223
(2) その他	13	10	16	11	12	13	13	13	13	13
支出計 (D)	5,037	5,060	4,991	4,654	4,572	4,753	4,531	4,507	4,470	4,396
経常損益 (C)-(D) (E)	947	752	684	879	721	627	724	732	722	775
特別利益 (F)	25	34	34	3	8	53				
特別損失 (G)	37	31	14	42	47	62	20	23	25	24
特別損益 (F)-(G) (H)	-12	3	20	-39	-39	-9	-20	-23	-25	-24
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	935	755	704	840	682	618	704	709	697	751
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)										
流動資産 (J)	4,487	4,679	4,216	4,504	4,456	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
うち未収金	875	1,005	1,048	1,465	1,201	1,150	1,100	1,100	1,100	1,100
流動負債 (K)	287	447	452	479	462	460	460	460	460	460
うち一時借入金										
うち未払金	193	361	376	405	372	380	370	370	370	370
累積欠損金比率 ((I) / (A)-(B) ×100)										
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)										
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	5,482	5,343	5,229	5,064	4,727	4,660	4,691	4,680	4,677	4,676
地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) ×100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	5,482	5,343	5,229	5,064	4,727	4,660	4,691	4,680	4,677	4,676
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)										

(単位：百万円，％)

区分 ＼ 年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資本的収入 1．企業債		635	4,460	1,500	207	900	842	1,243	100	
資本的収入 資本費平準化債										
資本的収入 2．他会計出資金										
資本的収入 3．他会計補助金	19	5	5	5	5	6	6	6	7	7
資本的収入 4．他会計負担金	9	8	10	13	15	30	10	8	7	7
資本的収入 5．他会計借入金										
資本的収入 6．国（都道府県）補助金	11	16								
資本的収入 7．固定資産売却代金										
資本的収入 8．工事負担金	403	412	428	713	420	993	693	656	664	524
資本的収入 9．その他	220	192	110	142	139	172	221	209	216	219
資本的収入 計 (A)	662	1,268	5,013	2,373	786	2,101	1,772	2,122	994	757
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
純計 (A)-(B) (C)	662	1,268	5,013	2,373	786	2,101	1,772	2,122	994	757
資本的支出 1．建設改良費	861	1,015	995	1,552	1,556	3,131	2,950	3,015	2,481	2,347
資本的支出 うち職員給与費	123	84	84	112	117	139	120	120	120	120
資本的支出 2．企業債償還金	1,753	2,403	6,743	3,252	1,715	1,656	1,342	1,584	884	559
資本的支出 3．他会計長期借入返還金	12	13	13	13						
資本的支出 4．他会計への支出金										
資本的支出 5．その他	200	300	333	150	200	3				
資本的支出 計 (D)	2,826	3,731	8,084	4,967	3,471	4,790	4,292	4,599	3,365	2,906
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,164	2,463	3,071	2,594	2,685	2,689	2,520	2,477	2,371	2,149
補てん財源 1．損益勘定留保資金	1,858	1,748	1,693	867	1,802	1,918	1,846	1,716	1,612	1,415
補てん財源 2．利益剰余金処分額	300	700	1,361	1,699	840	682	618	704	709	697
補てん財源 3．繰越工事資金										
補てん財源 4．その他	6	15	17	28	43	89	56	57	50	37
補てん財源 計 (F)	2,164	2,463	3,071	2,594	2,685	2,689	2,520	2,477	2,371	2,149
補てん財源不足額 (E)-(F)										
他会計借入金現在高 (G)	40	27	13							
企業債現在高 (H)	16,815	15,047	12,764	11,012	9,504	8,748	8,248	7,907	7,123	6,564

（2）他会計繰入金

(単位：百万円)

区分 ＼ 年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的収支分	166	163	124	122	107	108	107	101	100	100
うち基準内繰入金	73	61	60	61	58	58	57	65	65	65
うち基準外繰入金	93	102	64	61	49	50	50	36	35	35
資本的収支分	28	13	15	18	20	36	16	14	14	14
うち基準内繰入金	28	13	15	18	20	36	16	14	14	14
うち基準外繰入金										
合計	194	176	139	140	127	144	123	115	114	114

（３）経営指標等

(単位:%)

		平成17年度（計画前５年度）（決算）	平成18年度（計画前４年度）（決算）	平成19年度（計画前３年度）（決算）	平成20年度（計画前々年度）（決算）	平成21年度（計画前年度）（決算見込）	平成22年度（計画初年度）	平成23年度（計画第２年度）	平成24年度（計画第３年度）	平成25年度（計画第４年度）	平成26年度（計画第５年度）
地方財政法による資金不足の比率	(%)（再掲）										
料金回収率※	(%)	114.1	110.7	114.0	119.5	116.7	115.4	115.4	115.4	114.6	117.0
資本費	(円又は%)	84.4	84.7	81.6	70.0	67.1	68.6	67.9	68.4	71.3	70.0
総収支比率（法適用）	(%)	118.4	114.8	114.1	117.9	114.8	112.8	115.5	115.7	115.5	117.0
経常収支比率（法適用）	(%)	118.8	114.8	113.7	118.9	115.8	113.2	116.0	116.2	116.2	117.6
営業収支比率（法適用）	(%)	145.0	136.1	130.5	123.8	117.6	111.9	117.4	117.6	117.2	118.1
累積欠損金比率（法適用）	(%)（再掲）										
収益的収支比率（法非適用）	(%)（再掲）										
繰入金比率　収益的収入分	(%)	2.8	2.8	2.2	2.2	2.0	2.0	2.1	1.9	2.0	2.0
うち基準内繰入金	(%)	1.2	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.3	1.3
うち基準外繰入金	(%)	1.6	1.8	1.1	1.1	0.9	0.9	1.0	0.7	0.7	0.7
繰入金比率　資本的収入分	(%)	4.2	1.0	0.3	0.8	2.6	1.7	0.9	0.8	1.4	1.9
うち基準内繰入金	(%)	4.2	1.0	0.3	0.8	2.6	1.7	0.9	0.8	1.4	1.9
うち基準外繰入金	(%)										

注１　上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
（1）地方財政法による資金不足の比率（%）
　ア　地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００
　イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００
（2）総収支比率（%）＝総収益／総費用×１００
（3）経常収支比率（%）＝経常収益／経常費用×１００
（4）営業収支比率（%）＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×１００（病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）
（5）累積欠損金比率（%）＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×１００
（6）収益的収支比率（%）＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×１００
（7）繰入金比率（%）＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×１００

２　上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記入すること。
（1）水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
　・料金回収率（%）＝供給単価※1／給水原価※2×１００
　　※1 供給単価（円／㎥）＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
　　※2 給水原価（円／㎥）＝（経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
　　　但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
　　　ア　地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
　　　イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
（2）下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
　・使用料回収率（%）＝使用料収入※／汚水処理費※×１００
　　※　各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「２　年度別目標等」の「(4)　下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。

３　上記指標のうち「資本費」は、要綱別表２に基づいて算出すること。

４　上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「（１）収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

（4）収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1　料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定の考え方は、水道法に基づき、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業に関する費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えた「総括原価」により算定している。 現行料金体系の算定期間は、平成21～平成23年度の3カ年であり、平成23年度に長期ビジョンの見直しと料金等審議会を開催する中で算定する計画となっている。 給水収益については、節水機器の機能向上や少子高齢化による諸要件により逓減傾向が長期的に続くものと推計している。
2　他会計繰入金の見込み	赤字補填に係る基準外繰出しはない。 基準外繰出しは、不採算区域水道整備に係る一般会計補助金（グリーンヒル愛宕地区水道施設維持管理補助金・平成26年度終了、千代田地区水道施設整備事業補助金・平成30年度終了）のみとなっている。
3　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	①平成20年度から平成22年度にかけて平瀬浄水場計装設備更新。事業費は5億8千万円、財源は企業債で充当する計画となっている。 ②平成22年度から平成23年度にかけて昭和浄水場非常用発電設備更新。事業費は3億8千万円、財源は企業債で充当する計画となっている。 ③大規模災害に備えるため、拠点給水施設の耐震化等を長期ビジョンで計画。平成23年度～平成29年度を予定。 ④平成19年度に昭和町の公有地及び甲斐市内配水管（昭和40年以前布設）の一部を売却処分した。 現在、甲府市中央4丁目及び国母5丁目地内の公有地売却を公募している。（市広報・ホームページ・告示他にて） また、引き上げ量水器など不用となった貯蔵品を売却処分している。（平成21年度の売却実績106万円）
4　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	給水収益については、節水機器の機能向上や少子高齢化による諸要件により逓減傾向が長期的に続くものと推計している。 物価に関係するもの（委託料・動力費・薬品費・工事請負費など）については、平成20・21年度を基準に上昇率（おおむね1%）を加味したが、経費節減等の経営努力をすることにより更に費用を抑制する。

注１　収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

①　料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

②　他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

２　病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ　経営健全化に関する施策

項　　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
1　経常経費の見直し		
○　定員管理	課 題 ②	「甲府市行政改革大綱」の定数管理の基本理念である「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」に基づき、平成19年4月に水道事業と下水道事業の組織を一体化した。この組織変更により、水道事業において4名の職員を削減（平成19年4月1日・122名）し、大綱の定数管理を具体的に定めた「こうふ集中改革プラン」における水道事業の目標数値（平成22年4月1日・123名）を達成している。 また、平成21年度には、管理監督部門の組織見直しにより△1名、勧奨退職者不補充△1名により職員数を120名とし、平成22年度においては、営業部門の一部を法人委託化したことにより△4名（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）、新たな組織見直しにより収納部門・水源保全部門・図面管理部門において各△1名（新たな改善項目として△3名）、計△7名により113名体制となっている。 今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）を調査・検討する中で実施し、定員管理の適正化を図っていく。
○　給与のあり方	課 題 ②	給与の年功的上昇を抑制し、職務と職責に応じた処遇並びに能力と実績を十分に反映した給与システムを構築するため、新制度の具体的な運用基準を設定するとともに、諸手当については引き続き点検・見直しを行い、給与の適正化を図る。
◇　給与構造の見直し、地域手当等のあり方	課 題 ②	国家公務員給料表の改正に準じ、平成18年度から本市条例等に基づき管理規程を改正し、現在、新たな人事評価制度の導入を踏まえながら、改正の趣旨に沿った更なる給与制度の適正化を図るため、職務や職責に応じた昇給昇格制度の見直しを行っている。 また、地域手当においては、人事院規則に定める支給割合を準拠している。特殊勤務手当として支給していた企業手当を平成19年4月1日に廃止した。
◇　技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課 題 ②	昭和51年10月1日より技能労務職員に相当する職種は廃止している。
◇　退職時特昇等退職手当のあり方	課 題 ②	退職時特昇等の規程はなく、国家公務員退職手当法に準じた本市の退職手当支給条例により手当支給している。
◇　福利厚生事業のあり方		山梨県市町村職員共済組合に加入し、加盟市町村と同一である。
○　維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課 題 ③	平成19年度承認計画に掲載した宿日直業務の廃止に伴う委託化（平成21年度実施）、営業部門の一部法人委託化（平成22年度実施）により職員数の減及び人件費の抑制を図ることができた。また、平成22年度には、新たな組織見直しにより収納部門・水源保全部門・図面管理部門において各△1名、計△3名の削減を行った。今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託を調査・研究する中で実施する計画である。 経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い、削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減に努めていく。
○　指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用	課 題 ③	平成19年度承認計画に掲載した宿日直業務の廃止に伴う委託化（平成21年度実施）、営業部門の一部法人委託化（平成22年度実施）に引き続き、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託を調査・研究する中で実施する計画である。

Ⅳ　経営健全化に関する施策（つづき）

項　　　目		Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
2　コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		課 題 ③	平成19年度に昭和町の公有地及び甲斐市内配水管（昭和40年以前布設）の一部を売却処分した。 現在、甲府市中央4丁目及び国母5丁目地内の公有地売却を公募している。（市広報・ホームページ・告示・看板広告にて公表） また、引き上げ量水器など不用となった貯蔵品を売却処分している。（平成21年度末の売却実績106万円）
	○　料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3　経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入			
	○　経営健全化や財務状況に関する情報公開		甲府市水道事業経営健全化計画とその執行状況（平成19年度承認計画）、財務状況（決算・予算・キャッシュフロー他）について、甲府市上下水道局ＨＰにて公表している。
	○　行政評価の導入		事業を効率的・必要性等新たな視点から見直すシステムと職員の意識改革を図る目的で制定した「甲府市事業評価」及び第三者の視点から事業の評価や事業に対する意見を聴取するため、外部有識者で構成した「甲府市事務事業外部評価」を導入している。 また、平成16・17年度において、水道事業独自で公認会計士による「外部経営診断」を実施し、平成22年度には、今後の上下水道事業の経営基盤強化と事業計画を審議する「甲府市上下水道事業懇話会」を設置し、長期ビジョンの検討・見直しを行っている。
4　その他		課 題 ①	施設更新においては、甲府市上下水道事業経営計画2008に基づく、耐震性向上や漏水対策など、災害対策事業や老朽施設改良事業が主となっている。また、その財源の調達については、世代間負担の公平性に留意しながら企業債を充当していくものであるが、計画的な投資を行い財政基盤の強化を図っていく。
		課 題 ④	未収金の早期回収を図るため個別訪問・給水停止処分を更に強化するとともに、その発生抑制策として調定～収納～滞納整理サイクルの短縮を図っていく。（平成21年度末の収納実績99.9%）

注１　上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

２　今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前５年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

３　本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

４　繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

５　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果

1　主な課題と取組み及び目標

課　題	取 組 み 及 び 目 標
1　経常経費の見直し	「甲府市行政改革大綱」の定数管理の基本理念である「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」に基づき、平成19年4月に水道事業と下水道事業の組織を一体化した。この組織変更により、水道事業において4名の職員を削減（平成19年4月1日・122名）し、大綱の定数管理を具体的に定めた「こうふ集中改革プラン」における水道事業の目標数値（平成22年4月1日・123名）を達成している。 また、平成21年度には、管理監督部門の組織見直しにより△1名、勧奨退職者不補充△1名により職員数を120名とし、平成22年度においては、営業部門の一部を法人委託化したことにより△4名（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）、新たな組織見直しにより収納部門・水源保全部門・図面管理部門において各△1名（新たな改善項目として△3名）、計△7名により113名体制となっている。今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託（平成19年度承認計画の経営課題に掲載済）を調査・研究する中で実施し、定員管理の適正化を図っていく。　課題② 平成19年度承認計画に掲載した宿日直業務の廃止に伴う委託化（平成21年度実施）、営業部門の一部法人委託化（平成22年度実施）により職員数の減及び人件費の抑制を図ることができた。今後においても、原水監視部門・浄水管理部門業務の第三者委託を調査・研究する中で実施し、更なる費用縮減に努めていく。 経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い、削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減に努めていく。　課題③
2　経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金なし。 今後においても、上記の委託化等を調査・研究する中で実施し、経営の効率化と経営基盤の強化を進めていく。 水道料金の適正化については、甲府市水道料金等審議会における協議、甲府市上下水道事業経営計画2008（長期ビジョン）に基づく中・長期財政収支推計を見据える中、平成21年度より平均△4.8%の料金改定を実施した。（料金算定期間：平成21年度～平成23年度） また、平成23年度には料金算定期間が満了となるため、長期ビジョンの見直しを実施し、計画期間内における適正料金の算定を実施していく。
3　一般会計等からの基準外繰出しの解消等	赤字補填に係る基準外繰出しはない。 基準外繰出しは、不採算区域水道整備に係る一般会計負担金（グリーンヒル愛宕地区水道施設維持管理補助金・平成26年度終了、千代田地区水道施設整備事業補助金・平成30年度終了）のみであり、これは一般会計が整備する簡易水道等地区の改良を水道事業が代わって行ったものに対する負担金であり、平成30年度には終了する。
4　その他	

注１　上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第６条第３項の

より、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

２　各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

２　年度別目標等

（１）水道事業【延長計画策定団体】

①　年度別目標

（単位：百万円、％）

区分	課　題	目標又は実績	平成１８年度（当初計画前年度） H18	平成１９年度（当初計画初年度） H19	平成２０年度（当初計画第２年度） H20	平成２１年度（当初計画第３年度）（延長計画前年度） H21	平成２２年度（当初計画第４年度）（延長計画初年度） H22	平成２３年度（当初計画第５年度）（延長計画２年度） H23	当初計画合計	平成２４年度（延長計画３年度） H24	平成２５年度（延長計画４年度） H25	平成２６年度（延長計画５年度） H26	延長計画合計
		累積欠損金比率　当初計画の目標値		0	0	0	0	0					
		累積欠損金比率　（実績値）	0	0	0	0							
		累積欠損金比率　延長計画の目標値					0	0		0	0	0	
		企業債現在高　当初計画の目標値		13,325	13,738	14,100	14,644	15,006					
		企業債現在高　（実績値）	15,047	12,764	11,012	9,504							
		企業債現在高　延長計画の目標値					8,748	8,248		7,907	7,123	6,564	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額		【収入の確保】											
		料金改定率											
		改善効果額（料金の適正化）											
	課題④	未収金の徴収対策	10	(3) 16	(4) 8	(7) 10	10	8					
		改善効果額		(3) 16	(7) 24	(14) 34	44	52	170				
		一般会計負担金の額	176	(139) 140	(140) 129	(127) 116	116	115					
		改善効果額（負担金の確保等）			(1)				0				
		資産の有効活用											
		改善効果額（資金運用）		(15) 14	(16) 14	(12) 14	14	14	70				
		改善効果額（遊休資産の売却）		(41) 41	(2)	(1)			41				
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
	課題②	職員給与費（退職手当以外）	1,095	(1,069) 1,063	(1,062) 1,063	(1,010) 1,063	1,063	1,063					
		改善効果額		(26) 32	(33) 32	(85) 32	32	32	160				
		給与水準											
		改善効果額							0				
	課題③	その他（特殊勤務手当の見直）											
		改善効果額							0				
		職員給与費（退職手当）	78	(189) 177	(144) 167	(251) 167	167	167					
	課題②	職　員　数　（人）	127	(122) 123	(122) 123	(120) 123	123	123					
		増　減　数　（人）	-5	(-5) -4	(-5) 0	(-7) 0	0	0	-4				
	課題③	維持管理費等	939	(922) 1,075	(1,027) 924	(970) 916	927	958					
		改善効果額（電話交換業務廃止）		(14) 12	(14) 12	(14) 12	12	12	60				
		改善効果額（検針委託料見直し）		(0) 6	(0) 6	(0) 6	6	6	30				
		改善効果額（徴収委託料見直し）		(0) 3	(0) 3	(0) 3	3	3	15				
		改善効果額（委託契約の見直し）		(13) 12	(20) 12	(25) 12	12	12	60				
		改善効果額（資産取得方法見直し）		(18) 20	(8) 20	(9) 20	20	20	100				
		改善効果額（草刈委託業務見直し）		(17) 19	(17) 19	(17) 19	19	19	95				
		改善効果額（動力費・配水系統見直し）			(5) 5	(4) 5	5	5	20				
		工事コスト											
		改善効果額（縮減額）		(35)	(45)	(59)			0				
						当初計画改善効果額　合計			821				
						（参考）当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）			806				
延長計画に計上した施策に係る改善効果額		【収入の確保】											
		料金改定率											
		改善効果額（料金の適正化）											
	課題④	未収金の徴収対策				(7) 10							
		改善効果額											
		一般会計負担金の額				(127) 116							
		改善効果額（負担金の確保等）											
		資産の有効活用											
		改善効果額（資金運用）											
		改善効果額（遊休資産の売却）											
		【経費の削減】											
		職員給与費の適正化											
	課題②	職員給与費（退職手当以外）				(1,010) 1,063							
		改善効果額					16	16		16	16	16	80
		給与水準											
		改善効果額											
	課題③	その他（特殊勤務手当の見直）											
		改善効果額											
		職員給与費（退職手当）				(251) 167							
	課題②	職　員　数　（人）				(120) 123	113	113		113	113	113	
		増　減　数　（人）					-3						-3
	課題③	維持管理費等				(970) 916							
		改善効果額（電話交換業務廃止）											
		改善効果額（検針委託料見直し）											
		改善効果額（徴収委託料見直し）											
		改善効果額（委託契約の見直し）											
		改善効果額（資産取得方法見直し）											
		改善効果額（草刈委託業務見直し）											
		改善効果額（動力費・配水系統見直し）											
		工事コスト											
		改善効果額（縮減額）											

延長計画改善効果額　合計　A	80
延長期間が２年以下の場合に加算する改善効果額　B	0
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額　C	0
A＋B＋C	80
＜参考＞延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	45

注１　「課題」欄については、「１　主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

２　「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

３　「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額　C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

（１）水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

②　経営状況

	平成１７年度 （計画前５年度） （決　算）	平成１８年度 （計画前４年度） （決　算）	平成１９年度 （計画前３年度） （決　算）	平成２０年度 （計画前々年度） （決　算）	平成２１年度 （計画前年度） （決算見込）	平成２２年度 （計画初年度）	平成２３年度 （計画第２年度）	平成２４年度 （計画第３年度）	平成２５年度 （計画第４年度）	平成２６年度 （計画第５年度）
給水人口（千人）	241	242	(242) 242	(242) 242	(242) 242	242	242	242	242	242
年間総有収水量（千㎥）	30,912	30,142	(29,877) 29,688	(28,938) 29,034	(28,602) 28,664	28,215	28,356	28,279	28,277	28,276
公称施設能力（㎥／日）	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080	193,080
１日最大配水量（㎥／日）	112,212	114,973	(109,601) 119,531	(113,309) 117,639	(109,764) 116,445	113,593	113,000	111,853	111,853	111,853
最大稼働率（%）	58.1	59.5	(56.8) 61.9	(58.7) 60.9	(56.8) 60.3	58.8	59.2	57.9	57.9	57.9
供給単価（円／㎥）	177	176	(174) 175	(174) 175	(165) 174	165	165	165	165	165
給水原価（円／㎥）	155	152	(153) 166	(146) 146	(141) 145	143	143	143	144	141

③　簡易水道事業の統合に係る基本方針

注　「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。